

# 6・6集会の要求にこたえて

6・6集会に参加した学生諸君から大学に対し以下の3点に関する見解表明を求められた。

1. 学生・教育職員の自治権・学習権をどのように認識し、保障しておられるのか、保障しようと考えておられるのか。
2. 文学部長の管理権の名でもって、学生・教育職員の自治権・学習権を全く無視して心理教育実験室の移転を強制執行したことをどのように考えておられるのか。
3. 以上2点についていつ全学集会を開き全学生の前に明らかにされるのか。

学生諸君の質問事項に答える前提として従来の関西大学における教育・研究の在り方を簡単に説明する。

## 1. 序　　説

### (1) 大学における教育・研究

関西大学における従来の教育・研究の原則的在り方は、正課教育と課外活動の二つの柱からなり立っている。関西大学の学生が学内において学習・研究する権利があることは当然である。そして大学における学生の学問研究学習の具体的形態としては、教育職員から講義および実験実習指導および体育実技指導を受けるという、教育職員から学生へと学問内容を伝えられる方式と、教育職員の指導のもとに演習において学生自ら研究報告を行って、教育職員ならびにクラスの学生とが相互討論する方式との、二つの学習形態が有機的に組み合わされている。

さらに、課外活動について、学生に大幅な自治活動の領域が認められているという意味で学生の自治権が存在することも当然である。学生は、自己の能力・趣味・研究心に応じて、一定の目的のもとに活動するグループに参加し、お互いの知識経験を分かち合い協力して研鑽をつむ過程において、健全な人間性を陶冶してゆくのである。そして、他面において、自治会あるいは学友会という組織において、学生の各学部ないし全学的な意見の総括を行って、自己の学習・研究上の成果をより高めるため大学への要望を提起する制度が認められている。これら課外活動の領域においては、学生の自主性を尊重し、自治権が最大限に、保障されている。

また、他面、教育職員は自己の専門研究分野において独創的な研究成果を挙げることを義務づけられ、そのための学問研究と思想の自由が保障され、個人研究室・合同研究室・図書館および実験設備

等が可能な限り設置されている。

大学としては、教育職員の学問研究と学生の学問学習および自治課外活動とを支える物的条件として、教場・図書館・運動場・誠之館等を設置し、加えて、学生生活を支えるものとしての各種厚生施設を設置している。もちろん、これらは全体としてなお不十分であるが、これらの存在理由を認め最善の努力をもって常に整備しつつあることは、周知の通りである。

### (2) 大学の教学上の管理運営

大学の教学の面における最も基本的な管理運営の責任は各学部教授会にある。即ち日頃研究教育に従事し、また学生と接している教育職員が、各学部毎に一単位となって、その学部の全員でもって総体として民主的討議を行い、そこで得られた共通の諒解と確認のもとに学部単位で管理運営を行う手筈によって、研究教育の最も妥当な共通の方向を探ろうとしている。この各学部教授会の意を承けてその具体的な執行については各学部長が責任を負い、そして全学的には究極のところ学長が責任を負うものである。

他方、学生の諸要求を汲み上げる機関として各学部自治会があり、そして全学的には学友会の組織がある。これらの運営が学生の自治に委ねられている事は言うまでもない。したがって、直接教学に関する問題をめぐっての意見の対立によって緊張関係が生じた場合、その対立の当事者は、総体としての教育職員と総体としての学生とである。

以上が事柄の原則的実態である。

## 2. 質問に対する大学の見解

### (1) 質問第1点について

今回、文学部心理教育実験室の移転をめぐって提起された問題は、以下に述べるように、相互交流・討議を軸として一体化された教育学科教育職員とその指導をうける学生との教育・学習・研究が、突然の移転措置によって阻害されたというものである。

6・6集会の学生諸君は、質問事項のなかで、「学生・教育職員の自治権・学習権」という表現を用いているが、これは、上に述べたような、この問題についてのわれわれの理解（教育職員・学生の一体化されたものの自治権・学習権の問題というとらえ方）と一致する。すなわち、相互交流と討議を軸として「一体化された教育職員と学生」の自治権・学習権の問題だということを、この文学部心理教育実験室の経過をふまえて、明らかにしておく。

文学部心理教育実験室は、当初は教育職員の研究室としての実験室の性質を持つものとして発足し、ここに入ることを許される学生は心理実験の関係者であるというたてまえであった。しかし、やが

てその形態が事実上変化し、教育学科教育職員と、その指導下にある学生の相互交流・討論によって一体的な自主的学習・研究が行われる場としての性格を併有するに至っていたことが今回の移転を契機として文学部教授会においてあきらかにされたのである。そして、あくまで静穏を保持することが要請される心理実験室と、かなりの数の学生が常時出入りする相互交流的学習室との併存が、この文学部心理教育実験室の運営において困難な問題を生じたこともあろう。

しかし、それにしても、関係教育職員と学生が、教育学科という正課教育の正規の組織単位に属する場において、相互交流・討議によつて学習を深めるということは、大学の新しい教育の在り方として、きわめて注目され、かつ、それを有効とする学問分野においては、一つの理念として評価されよう。しかし、この理念の具体化は、一般的にみて困難な問題を含んでいる。学部学科ごとに平等に学習室を設けることは、本学の財政状態からいって困難である。また、文学部心理教育実験室における実績は、教育職員と学生との相互交流による一体的学習を前提とするが、本学の教育職員は全体として正課教育ならびに学内教学事務の過重負担にあえいでおり、ゼミナール・クラス討論の域をこえて、多数の各学習室において学生と常時、相互交流・討議のために非常に長い時間をついやすならば、本学の研究水準を低下させ、かえって教育内容を貧困ならしめるおそれがある。

さらに、施設・人員の許すかぎりで、学習室を設置することは、検討に値するとしても、学生数からみてきわめて不釣合いな少数学習室の存在は、利用者をいかなるかたちで制限するかという困難な問題を生じさせる。どういうかたちをとるにせよ、そこを利用しようとする学生としない学生とのトラブルが生じ、教育職員ならびに真にこれと一体的に学習したいという学生が利用しないおそれがある。

したがって、文学部心理教育実験室で行われてきた教育学科教育職員と学生との相互交流による一体的学習の在り方については十分な評価を与えるものであり、また学習室の存在意義についても否定するものではないが、他に拡大させるについては、文学部心理教育実験室の今後の在り方をも見守りながら、慎重に検討してゆきたい。

## (2) 質問第2点について

今回の問題は、移転そのものには同意した教育学科教育職員が、関係学生と話し合いに入っている過程で、文学部長代理が5月31日、管理責任者代行の名の下に移転を強行しようとし、これに対し教育学科教育職員と関係学生が一致して反対したことによる。

第1学舎は、文学部長の管理権に属する。しかしその管理権は、その施設内で行われている教育・学習活動を不当に阻害するかたちで行使することは許されない。

5月31日、6月1日の移転強行措置は、関係教育職員ならびに関係学生に対する説得と理解を求める民主的手続を経ていないものであり、管理権の濫用といわなければならない。このことは極めて遺

憾であり、将来かかる事態を生じないよう努力したいと考える。しかしこれは、学生独自の自主管理権を肯定したものではない。

教学上における管理の最終責任は、教授会の総意のうえにつみ上げられた大学にあり、その公正で民主的な行使こそが、結局、全学生的利益に帰するものである。

## (3) 質問第3点について

全学集会は、大学がその必要ないと認めた場合に全学的説明集会として開催されるが、学生諸君の要求にもとづく場合は、全学生的統一的意見代表機関たる学友会を通じて要請された場合に検討することとなる。

今回、6・6集会における学生諸君からの全学集会開催の要望については、上述の手続（学友会の問題）を経ていないことでもあり、また、集会から問われた2点についての大学の見解は、既に詳述したところにつきており、全学的説明集会を開く必要はないものと考える。ただし大学はここに告示ならびに印刷物によって全学生諸君に周知徹底するよう努力するものである。

なお、文学部心理教育実験室をめぐって提起された問題は、文学部の責任において処理されることが期待されるものである。

昭和49年6月13日

関西大学 学長 明石三郎

文学部長 名取栄史

学校法人関西大学 理事長 久井忠雄

関係学部としての文学部教授会は、以上の見解を関西大学の現状として認識し、さらに学生・教育職員の自治権・学習権の発展的拡充をめざして努力するものである。

昭和49年6月13日

関西大学 文学部長 名取栄史

文学部教授会